

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和2年3月31日  
組合規則第76号

令和6年3月25日組合規則第86号

(趣旨)

第1条 この規則は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年組合条例第104号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 職務の級、2級とすることのできる職種は、看護師及び職種に分類のない専門的な職歴を有する者とする。

別表 等級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の号給欄に定められているときは当該号給とし、同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ）を有する

フルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条から第7条までの定めるところにより、職種別基準表の号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

- 3 前項の規定による号給は、条例別表給料表における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

別表1 職種別基準表（第4条関係）

職種区分	職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
(1)	一般事務		(一) 1	5	1	93
(2)	看護師	看護師	(三) 1	18	1	169
		准看護師	(三) 1	11	1	169
(3)	栄養士	管理栄養士	(三) 1	18	1	169
		栄養士	(三) 1	11	1	169
(4)	介護士	介護福祉士	(二) 1	29	1	121
		初任者研修等	(二) 1	23	1	121
		無資格	(二) 1	19	1	121

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第4条第1項の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に2を乗じて得た数を加えて得た数を号給とすることができる。

- 2 経験年数の算定期間は、採用日以前直近10年とし、職務上直接役に立つと認められる経験の期間とする。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第7条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認め

られるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第8条 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表に定める職種欄の区分の適用を受ける会計年度任用職員に適用し、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成14年組合規則第36号。以下「初任給規則」という。）別表第3修学年数調整表に定める区分による規定は適用しない。

2 フルタイム会計年度任用職員で、その任期が6月に満たないものについては、第6条の規定は適用しない。

(短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給)

第9条 短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給は、第4条の規定を準用する。

(短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給に関する規定の適用除外)

第10条 第8条の規定を準用するほか、次の各号に定めるものについて第6条の規定を適用しない。

(1)短時間勤務会計年度任用職員で、1週間に勤務時間が29時間未満のもの

(2)短時間勤務会計年度任用職員で、日額又は時間額で報酬が定められているもの

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第11条 条例第23条第1項に規定する管理者が規則で定めるものは、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満の者とする。

2 宿直員の期末手当については別に定める。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給)

第12条 条例第24条第1項に規定する管理者が規則で定める期日は、月額で報酬が定められている短時間勤務会計年度任用職員にあってはその月の15日とし、日額又は時間額で報酬が定められている短時間勤務会計年度任用職員にあっては、翌月15日とする。ただし、その日が休日または日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日または日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 報酬の支給日後において新たに短時間勤務会計年度任用職員（月額で報酬

が定められている者に限る。以下本項において同じ。) となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

別表2 職種別基準表 (第18条関係)

職種 区分	職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の 級	号給	職務の級	号給
(1)	一般事務		(一) 1	5	1	93
(2)	看護師	看護師	(三) 1	48	1	169
		准看護師	(三) 1	28	1	169
(3)	栄養士	管理栄養士	(三) 1	48	1	169
		栄養士	(三) 1	28	1	169
(4)	介護士	介護福祉士	(二) 1	24	1	121
		初任者研修等	(二) 1	22	1	121
		無資格	(二) 1	19	1	121

(職種別基準表の適用方法)

第13条 職種別基準表は、職種間の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

(短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第14条 短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該短時間勤務会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(休暇時の報酬)

第15条 時間額で報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員が、柵原吉井特別養護老人ホーム組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年組合規則第 号。以下「勤務時間規則」という。)第12条に規定する年次休暇及び勤務時間規則第13条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた勤務時

間勤務したとき支払われる通常の報酬を支給する。

(通勤に係る費用弁償)

第 16 条 条例第 27 条第 3 項に定める基準額は、給与条例第 12 条の 3 第 2 項第 2 号に定める区分に応じた基準額を 21 で除した金額（円未満切上）とする。  
ただし、給与条例第 12 条の 3 第 2 項第 2 号に定める額を超えることはできない。

(給料の改定に伴う遡及適用)

第 17 条 会計年度任用職員にあって、年度中に行われた給料表の改定及び遡及適用は行わない。

(雑則)

第 18 条 会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第 19 条 この規則の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日組合規則第 76 号)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(号給決定の特例)

2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第 22 条第 5 項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法第 17 条に規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した場合、現給を下回らない額とし、号給を決定する。

附 則 (令和 6 年 3 月 25 日組合規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。